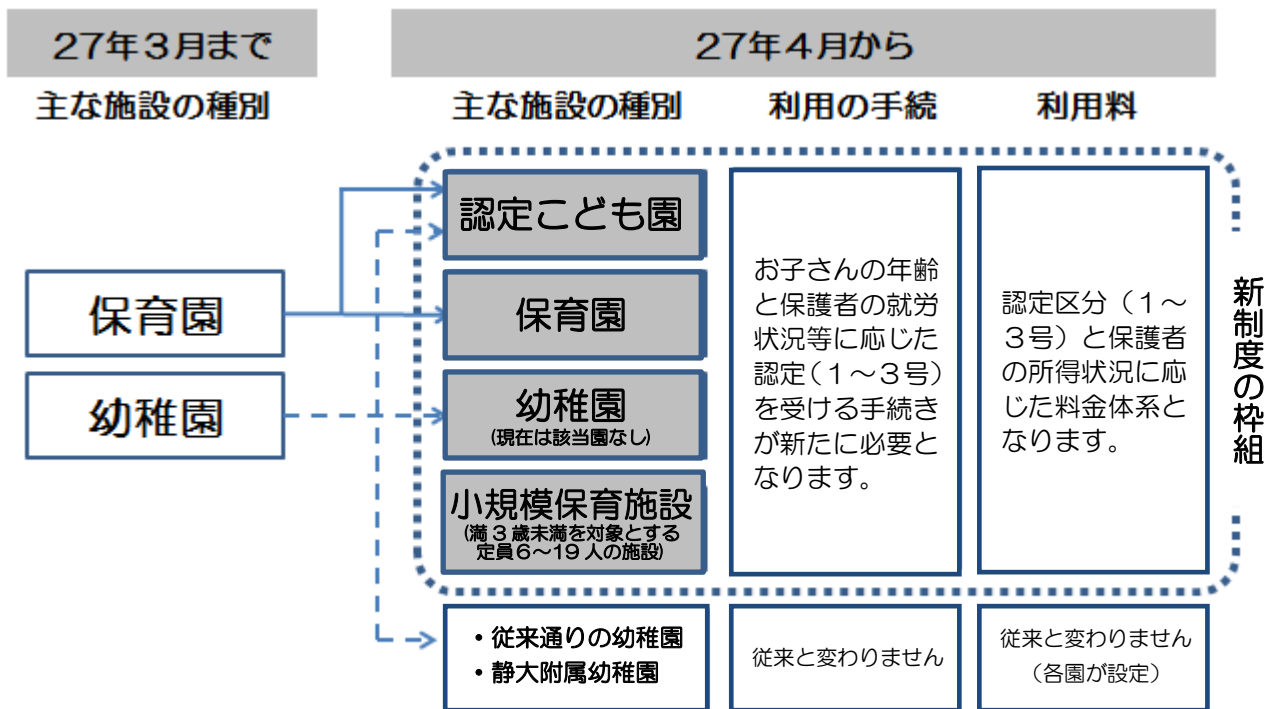


平成 29 年度 認定こども園、保育園等の入園受付



平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。新制度では、施設の種別により、利用の手続きが異なります。



➤新制度では認定の手続きが必要です

施設の利用申込みとは別に、お子さんの年齢と保育の必要性に応じた認定(1号～3号)を受ける必要があります。

【認定区分】

対象児童		認定区分		利用可能な施設
3歳以上	教育のみ	1号(教育標準時間認定)		認定こども園、幼稚園※3
	保育必要	2号※1 (保育認定)	標準時間※2	認定こども園、保育園
短時間※2				
3歳未満	保育必要	3号※1 (保育認定)	標準時間※2	認定こども園、保育園、 小規模保育施設
			短時間※2	

※1 2号及び3号の認定を受けるには、「保育を必要とする事由」(次頁)に該当する必要があります。

※2 標準時間の保育は、最大11時間のうち必要な時間。短時間の保育は、最大8時間のうち必要な時間。

※3 現在、幼稚園として新制度の枠組みに入る園はありません。

➤利用申込みの流れ（詳細は各園が配布する募集要項に記載）

☞従来どおりの幼稚園に申し込む方は、以下の手続きは不要です。

1号認定の場合

- ④入園を希望する園から募集要項をもらいます（9月16日～）
- ① 園を希望する園に利用の申込みをします（抽選や面接を行う場合あり）（10月3日～）
☞申込締切：市立（10月6日）、私立（各園が定める日）
- ② 園から入園の内定を受けます（10月中下旬）
- ③ 内定した園に、1号認定の申請をします（10月中下旬）
- ④ 市から認定証の交付を受けます（3月まで）
☞入園の際に必要なとなりますので、大切に保管してください。
- ⑤ 利用する園で入園の手続きをします

2号・3号認定の場合

- ④第一希望の園又は区子育て支援課から募集要項をもらいます（9月16日～）
- ① 第一希望の園又は区子育て支援課に、2号又は3号の認定申請及び保育利用の申込みをします（10月3日～11月15日、第1次選考対象は11月15日まで）
☞「保育を必要とする事由」に該当することが要件となります
- ② 市から認定証の交付を受けます（3月まで）
☞入園の際に必要なとなりますので、大切に保管してください。
- ③ 保護者の希望などを踏まえて市が調整し、利用の可否が通知されます。（面接あり）
- ④ 利用する園で入園の手続きをします

【保育を必要とする事由】

保護者のいずれかが次の①～⑨のいずれかに該当することが必要です。

- ①月60時間以上の就労
- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病・障がい
- ④同居又は長期入院等している親族の常時介護・看護
- ⑤災害復旧にあたっている場合
- ⑥求職活動（起業準備を含む）
- ⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑧虐待、DV防止のために必要な場合
- ⑨過去に育児休業の取得を理由に退園した児童

